

平成28年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：障害者支援課
 担当名：地域生活支援担当
 内線：3318

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B64	児童措置委託費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	児童措置委託費	
事業期間	昭和23年度～	根拠法令	児童福祉法第50条、第51条、第53条、第55条、第56条		戦略項目			
					分野施策	020203 障害者の自立・生活支援		
1 事業概要			5 事業説明					
心身に障害のある児童を、その障害の程度及び種別に応じた児童福祉施設に入所させ、日常生活の指導や自立自活に必要な知識・技能の付与及び治療を行う。 利用児童数が見込みを下回ったこと等による減額。 (2) 障害児入所給付費 △53,062千円			(1) 事業内容 児童福祉法に基づき、障害児に対し、障害の程度及び種別に応じた支援を行い、障害児に対する福祉の推進を図る。 ア 児童措置費 613,747千円 県が虐待等により措置した児童の施設入所に係る費用 イ 障害児入所給付費 539,818千円→486,756千円 県から支給決定を受け、契約により施設入所する児童に係る費用 ウ 審査支払事務委託料 517千円 障害児入所給付費及び上記ア及びイに係る医療費の審査事務費 肢体不自由児通所医療費に係る審査事務費の県負担分 (2) 事業計画 ◎平成28年度 措置・契約児童数の見込み 措置：125人・契約：121人 (3) 事業効果 施設利用児童数(入所) 平成22年度：1,230人、平成23年度：1,274人、平成24年度：237人、平成25年度：227人、平成26年度：236人 ※平成24年4月1日に児童福祉法が改正となり、18歳以上の入所施設利用児童が対象外となった。 (4) その他 障害児通所給付費負担金を障害児通園訓練費に移管した。 (5) 補正予算の概要 利用児童数が見込みを下回ったこと等による減額。					
2 事業主体及び負担区分								
(1) (国1/2・県1/2) (2) (国1/2・県1/2) (3) (県10/10)、(県1/2)市町村1/2								
3 地方財政措置の状況								
普通交付税(単位費用) (区分) 社会福祉費 (細目) 児童福祉費 (細節) 児童措置費								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×0.5人=4,750千円								
			財 源 内 訳				一般財源	補正後の 予算額
予算額		国庫支出金	分担金・負担金					
決定額	△53,062	△22,998					△30,064	1,101,020
現計額	1,154,082	552,235	1,042				600,805	